

市政のひろば 主な内容

市民病院特集
究める!質の高い看護を実践するために…………… 2,3

「津島PR応援団」アカウントを開設しました…………… 4

サポカー補助金で安全・安心なドライブを!…………… 5

国民健康保険からのお知らせ…………… 6,7

介護保険料の納付について…………… 8

第15回愛知県市町村対抗駅伝競走大会
津島市代表選手選考会…………… 10

子どもの目…………… 21

院長コラム…………… 22

私のカルテ…………… 23

街角散歩…………… 27

特別障害者手当等の現況届

手当受給者本人・扶養義務者などの令和2年中の所得の状況を確認するため、対象者へ届出用紙を郵送します。支給が停止されないよう、受付期間中に必ず提出してください。

なお、現在支給停止中の方も届けが必要です。

受付期間

特別障害者手当・障害児福祉手当

経過的福祉手当受給者

8月12日(木)～9月13日(月)

愛知県在宅重度障害者手当受給者

7月30日(金)～8月31日(火)

注意事項

介護保険施設等に入所または医療機関に3カ月以上継続して入院している方は受給できません(障害児福祉手当を除く)。該当する方は速

行政 & 暮らしの情報


電話


ファックス


ホームページ


Eメール

(各担当課のGはグループの略です)

やかに手当喪失届を提出してください。提出が遅れると手当を返還していただくこととなります。

受付・問合せ 福祉課福祉G

☎ 24-11115



お知らせください 家屋の取り壊しや新増築等

固定資産税は、毎年1月1日を賦課期日として課税します。

そのため、賦課期日までに家屋の取り壊しや新増築、用途変更、未登記家屋の名義変更、土地の利用状況の変更などをされた場合は、ご連絡ください。

※令和3年1月2日以降に新増築された家屋について、固定資産税評価額を算出するため、税務課家屋担当調査員による家屋調査を随時実施いたしますので、ご協力をお願いします。

問合せ 税務課固定資産税G

☎ 55-92664

電話リレーサービスが 始まりました

聴覚や発話に障がいのある方が手話通訳オペレータ等を介して電話をかけることにより、通話の相手方との意思疎通を可能とする電話リレーサービスが7月1日に始まりました。

対象

聴覚や発話に困難のある方

利用方法

事前にホームページから利用登録が必要です。詳細は左記へ。

問合せ

(一社)日本財団電話リレーサービス ☎ 03-6275-0910

☎ 03-6275-0913

✉ info@ntrs.or.jp

🌐 https://ntrs.or.jp/

広報紙がアプリで読める



iOS版



Android版

問合せ

シティプロモーション課広報・プロモーションG

☎ 55-9584

個人事業税第1期分の納期限は8月31日(火)です

個人事業税は、個人で事業を営む方にかかる税金です。
8月中旬に県から納税通知書をお送りします。

最寄りの銀行、農協、ゆこちょ銀行(代理店の郵便局を含む)などの金融機関、コンビニエンスストア、MMK端末設置店、県税事務所もしくはスマートフォン決済アプリなどで納付してください。

詳しくは、県ホームページをご覧ください。

☎ <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/>

問合 西尾張県税事務所

☎ 0586-45-3169



平和祈念の黙とうを

原爆死没者と戦没者のご冥福と非戦、核兵器廃絶を願い、あわせて世界恒久平和の実現を祈念するため、全国で次の日時に1分間の黙とうが捧げられます。

皆さんも職場や家庭などで、黙とうを捧げましょう。

黙とう日時(1分間)

8月6日(金) 午前8時15分

9日(月) 午前11時2分

15日(日) 正午

問合 企画政策課まちづくり戦略G

☎ 55-9465

「子どもの人権110番」強化週間

8月27日(金)～9月2日(木)

強化週間中は、相談時間を延長し、全国一斉に電話相談を実施します。

相談時間

平日 午前8時30分～午後7時

土・日曜日 午前10時～午後5時

※強化週間外は平日の午前8時30分～午後5時15分

内容 いじめ・虐待など、子どもの人権にかかわる悩みごと、心配ごとなどの相談

※相談内容の秘密は固く守られます。

ひとりで悩まず、気軽に相談してください。

相談専用電話

☎ 0120-007-110

(フリーダイヤル)

問合 名古屋法務局人権擁護部

☎ 052-952-8111

内線1483



不当な差別的取扱いとは

障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯などを制限すること、障がいのない人にはつけない条件をつけることなどです。

合理的配慮とは

障がいのある人から何らかの対応を求める意思の表明があった場合に、負担になり過ぎない範囲で、その解決に向けた工夫や対応を行うことです。

市民の皆さんにもできること

法律では、一般の人に課せられる義務や罰則はありませんが、差別をなくし、誰もが暮らしやすい笑顔ある共生社会を実現するために、次のような具体例を参考に、地域の中で、助け合いましょう。

- ・障がいのある人が困っていたら、積極的に声をかけてサポートの方法を尋ね、本人がしてもらいたいお手伝いをするようにしましょう。
- ・盲導犬などの身体障害者補助犬の役割を理解して、「犬だから」という理由で受け入れを拒否しないようにしましょう。



問合 人権推進課人権同和・男女参画G
☎ 55-9364

ご存知ですか?障害者差別解消法

正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」です。

この法律は、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人もともに生きる社会(共生社会)を実現するために、「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を定めています。

浄化槽の法定検査・ 自己点検をしましょう

浄化槽は、その機能を維持するため、定期的な**清掃・保守点検**に加え、指定検査機関による**法定検査**が必要です。生活排水による水質汚濁を防止するため、必ず受検してください。

設置後等の水質検査（1年目）

浄化槽の使用開始後3カ月を経過した日から5カ月以内に、浄化槽が適正に設置され、生活排水が浄化されていることを確認します。

定期検査（2年目以降毎年1回）

浄化槽の機能が発揮され、所定の放流水質が維持されていることを確認します。

指定検査機関（申込先）

（一社）愛知県浄化槽協会（名古屋市中村区）

☎052-481-7160

台風や豪雨に備えて浄化槽設備の 自己点検をしましょう

台風や豪雨などによる冠水時に、浄化槽の蓋が外れ汚物が流出する可能性があります。日ごろから、浄化槽設備の自己点検をしてください。

問合 生活環境課環境保全G

☎55-9368

第63回水道週間アンケート 実施結果

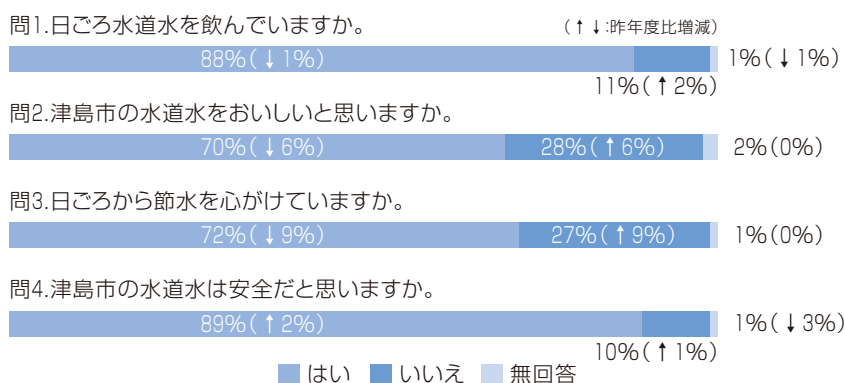
6月1日～7日の1週間、水道水に関するアンケートを実施しました。264人の方から回答をいただき、ありがとうございました。その結果は次のとおりです。

これからも安全でおいしい水道水の供給に努めます。

問合 上下水道部管理課管理G

☎55-97288

第63回 水道週間アンケート結果



セアカゴケグモにご注意ください

問合 生活環境課環境保全G ☎55-9368

セアカゴケグモとは

熱帯から温帯に分布する毒グモで、平成7年に大阪府で初めて発見されました。愛知県内では、平成17年に初めて中部国際空港滑走路付近で生息が確認され、現在までに36市町村で発見されています。

メスは体長が約1cmで、全身が光沢のある黒色、細長い脚と腹部の背面の中央に赤からオレンジ色の帯が目立ちます。また腹部の腹面に赤色の砂時計型の斑紋を有します。オスは体長がメスの3分の1以下の約3mmで、腹部は細く、背面は灰白色で中央に縁取りのある白い斑紋があり、その両面に黒紋が2列に並んでいます。

セアカゴケグモに攻撃性はなく、驚かされると死んだふりをするなどおとなしい性質なので、素手で捕まえようとしない限り咬まれることはほとんどありません。

咬まれた時は

針で刺されたような激しい痛みを感じ、他に発汗、

発熱、発疹が起る場合があるため、医療機関の受診が必要です。

見つけた時は

素手で捕まえたり触らないようにして、成虫の場合は市販の殺虫剤（ピレスロイド系）を噴射し、卵嚢は踏み潰す等してください。



▲セアカゴケグモ(メス、背面)と卵嚢【1目盛=1mm】
愛知県衛生研究所提供